



広報

皆さんと村を結ぶ架け橋

しむかっぷ

10

2022
No.778

TOPICS

ふれあい広場

トマム合同学芸会・占冠中学校学校祭

住民懇談会のご案内

北海道最低賃金の改定について

特集

ご存じですか？村のごみ事情



ご存じですか？

村のごみ事情



「ごみ問題」。ごみの排出量が増えることで、地球環境にさまざまな悪影響を及ぼします。占冠村においても、埋立ごみ（一般ごみや生ごみ処理不適物、焼却残渣など）の処分を行う一般廃棄物最終処分場が、残り12年ほどで許容限度に達する見込みであることから、ごみの減量化や適正処理が必要です。

今こそ、私たち一人一人が「ごみ問題」に意識を向け、できることから始めませんか？

『ルールとマナー』 を守ってごみ出しを

最終処分場に運び込まれる埋立ごみの中に、生ごみやプラスチック類などが混入しているのが目立ちます。

生ごみから発生する悪臭により処分場に大量のクラスが来てしまい、ごみが飛散する原因となります。飛散したごみは、周辺の農家に迷惑を掛けたり、河川に流出してマイクロプラスチック問題にもつながります。このような事態にならないよう、各家庭や事業所においてきちんと分別を行い、生ごみやプラスチック類の混入を防ぎましょう。

生ごみは、堆肥化処理された後、農地などで利用されます。また、容器包装プラスチックやペットボトル、空き缶などは、再生処理された後に資源として活用されます。汚れた状態のまま一般ごみと一緒に廃棄せず、汚れを落として分別を行い、それぞれの専用袋で出しましょう。

自分が出したごみの責任は当然出した本人にあります。最後まで責任を持ち、ルールとマナーを守って適正に処理することが大切です。分別はもちろんですが、ごみを出す際は、指定日（午前8時30分まで）に、指定場所に出すよう心掛けましょう。

『粗大ごみ』 の処理事情

いわゆる大型の一般ごみである粗大ごみは、普通の一般ごみなどと同様に、埋立ごみとして最終処分場で処分されます。

村には破砕機がないため、これまで重機で押しつぶしてから処分されていましたが、令和2年度以降は村外の処理施設にて破砕処理し、細かくされてから処分場に運ばれるようになりました。また、自転車や家具類などに含まれている金属部分は、破砕処理をしてから取り出され、資源として再利用されます。

意外と多いぞ！資源ごみ

スーパーやコンビニで購入したお弁当や飲み物などのごみ（容器包装プラスチックやペットボトル、空き缶など）のほとんどが資源ごみです。

少々お手間かもしれませんが、水洗いで汚れを落とし、乾燥させてから、それぞれの専用袋で出しましょう！

粗大ごみは、堆肥化処理された後、農地などで利用されます。また、容器包装プラスチックやペットボトル、空き缶などは、再生処理された後に資源として活用されます。汚れた状態のまま一般ごみと一緒に廃棄せず、汚れを落として分別を行い、生ごみやプラスチック類の混入を防ぎましょう。

『ごみの減量化』 にご協力を

近年のごみの排出量の推移（平成25年度から29年度までの平均値）によると、総量は約1150t、1日1人あたりの排出量は約2.5kgという結果が出ています。そのうち、最終処分場で処分された埋立ごみは約980tで、総量の約8割強を占めており、そのほとんどが一般ごみ（紙くずや衣類などの可燃性のごみや、割れ空き瓶などの燃やせないごみ）であることが判明しています。

平成29年度に実施した処分場の残余年数（満杯になるまでの期間）に関する調査では、平成34年（令和4年）1月で許容限度に達する見込みであるとの結果が出ました。この結果を受け、村は、令和3年度に処分場のかさ上げ工事を行い、残余年数を令和16年6月までにする延命化を図りました。

しかしながら、再び許容限度に達した場合、今回のような延命化工事を再度行うことは困難であり、処分場を別の場所に建設することも検討しなければなりません。また、処分場は、ごみから出る汚水の処理施設と一体で建設する必要があるので、新たな場所を選定して建設する場合

には、かなりの経費と時間を要することが考えられます。このような現状を踏まえ、新たな処分場の建設や処分方法などについての検討を行うために、ごみの減量化により今の処分場をより長く使用できるようにする延命化を図り、経費と時間を確保することが重要です。

ごみの減量化には、私たち一人一人がごみを減らす努力をしていくことが必要不可欠ですので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

"3R"活動で クリーン体感しむかっぷ！

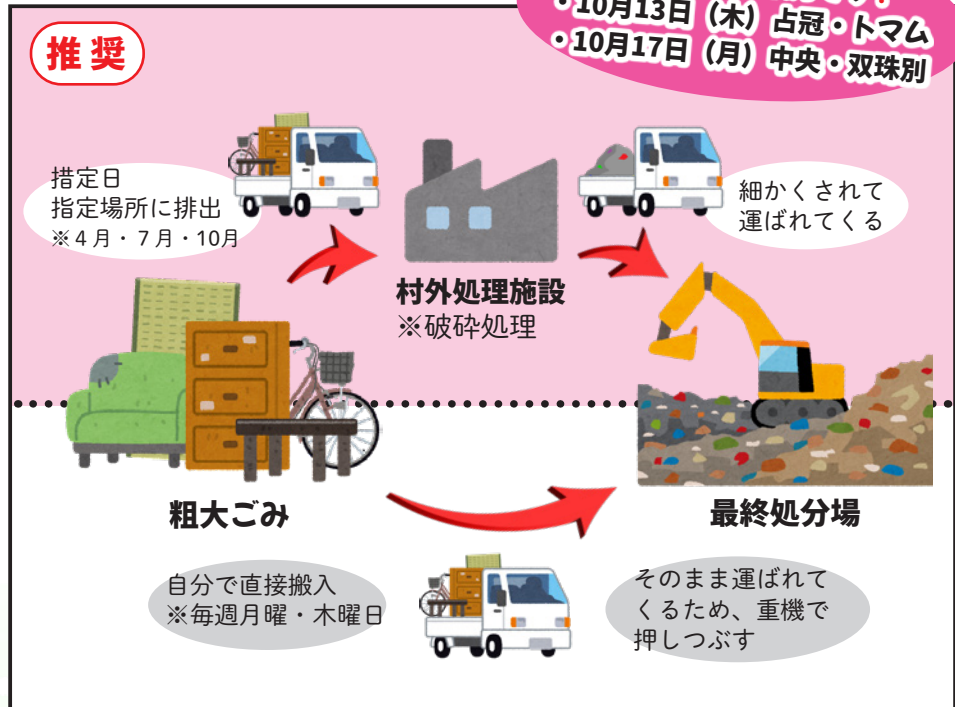
3R（スリーアール）とは・・・

- ・リデュース（発生抑制）
- ・リユース（再使用）
- ・リサイクル（再生利用）

の3つの頭文字からなるごみの減量化に欠かせないキーワードです！



今月は粗大ごみ回収月です！
・10月13日（木）占冠・トマム
・10月17日（月）中央・双珠別



ごみの減量化や適正処理が 『ゼロカーボンシティ占冠』 につながります！

村では、循環型社会の構築や脱炭素社会の実現に向け、『ゼロカーボンシティ占冠』を宣言しました。

豊かな自然環境を次世代へとつなぐため、村民・事業者・行政が一体となって環境にやさしい取り組みを進めていくことが大切です。

今回ご紹介したごみの減量化や適正処理は、ゼロカーボンの取り組みにもつながりますので、皆さんのご理解とご協力をぜひお願いします！



トナム学校・トナム保育所 合同学芸会 百花繚乱 ~infinity colors~

9月3日(土)、トナム学校・トナム保育所の合同学芸会が開催されました。ダイナミックな書道パフォーマンスをはじめ、歌に踊りに演劇にと一人一人の役割は盛りだくさんでしたが、子どもたちは練習の成果を存分に発揮し、来場者からは大きな拍手が送られました。



占冠中学校学校祭 ぼくらの声は 村に共鳴する!!

9月10日(土)、占冠中学校の学校祭が開催されました。キレイなダンスやコミカルな演劇、全校生徒での合唱など、全員が一丸となって素晴らしい演目を披露してくれました。



占冠村社会福祉協議会主催による「ふれあい広場」が、3年ぶりに開催されました。ふれあい広場は、高齢者や障がい者もごく普通に生活できる社会をめざす「ノーマライゼーション」の普及のほか、人と人とのつながりを大切にして地域を支えることを目的とした催しです。

今年は中央とトナムの2カ所で開催され、福祉車両等の展示や新割り体験コーナーは、子どもたちからも大好評。

両会場とも多くの来場者でにぎわい、幅広い世代の交流が図られました。

3年ぶりだよ! ふれあい広場

8/28日

中央開催
〈保健福祉センター前〉



9/4日

トナム開催
〈トナムコミュニティセンター前〉





9/5 月



交通救助訓練が実施されました

有事の際、適切な救助活動ができるよう
占冠消防の職員により、廃車予定の事故車両を使用した交通救助訓練が実施されました。

訓練では、特別な資機材を使用してペダルを切断したり、ドアをこじ開けたりと、要救助者を傷付けないよう注意を払いながら救助活動が行われました。

日々の訓練の積み重ねにより、実際の現場において消防職員の皆さんがご活躍されることを期待します。

9/4 日



日曜朝市が開催されました

新鮮野菜や地元産品がズラリ
占冠村コミュニティプラザ前の特設会場で、村農業経営研究会主催による『日曜朝市』が開催されました。

会場には、村の農家さんが丹精込めて作った安全・安心な新鮮野菜のほか、山菜加工品やはちみつ、鉢花などが並び、村民の方だけでなく、観光で訪れた多くの方々にもご購入いただきました。

8/30~31 火 水



観光物産展で占冠村を宣伝

占冠産野菜や特産品を販売しました
ホテルポールスター札幌にて、村の地場産品の販売やPRを行う『占冠村観光物産展』が開催されました。

物産展では、占冠産野菜や山菜加工品、はちみつやメープルシロップなどを販売。2日間とも多くのお客様にお越しいただき、中には、「ナスがおいしかったのでまた来ました」と言って2日連続で購入に来てくださった方もいて、売れ行きも大変好調でした。

8/25 木



清流大学で豊かな学びの継続を

食育と村の歴史をテーマに
今回の清流大学は『食育講座』と『占冠を学ぼう』をテーマに開催。おいしくて簡単、なおかつ栄養満点な料理について講座・実習を通して学んだ後は、占冠村物産館の郷土資料室を訪問し、蓄音機や馬具、貨幣など、昔の貴重な品々を見学しました。

いくつになっても色々なことに興味を持ち、楽しみ続けることが健康の秘訣なのかもしれません。

9/11 日



景勝地散策と苔玉作りを楽しむ

サイクリング以外にも魅力が満載
村サイクルツーリズム推進実行委員会主催による『占冠村赤岩ライド!』が開催され、村内外から6人の参加がありました。

赤岩青巖峽の遊歩道エリアにて森林浴と岩場の探検を楽しんだ後は、双民館に移動してイトウアイリスガーデンの伊藤親良さん指導の下で苔玉作りに挑戦。「かわいのお土産ができた」と喜んでいました。

9/2 金



最後まで諦めずに走り切りました 占冠中央小学校マラソン大会

最後まで諦めずに走り切りました
占冠中央小学校のマラソン大会が、マラソン日和の晴天のもと開催されました。

保護者の方や地域の方など多くの観衆に見守られる中、自分のペースで走る子、友達と全力勝負を繰り広げる子などさまざまでしたが、どの子たちも最後まで諦めることなく、ゴールする瞬間まで一生懸命走り切りました。



令和4年10月から 被用者保険の適用拡大が行われます

年金制度改正法等の施行により、令和4年10月から被用者保険の適用拡大が行われます。改正事項は主に3点です。

1. 短時間労働者の適用拡大
2. 適用事業所の範囲の見直し
3. 適用拡大に係る老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置

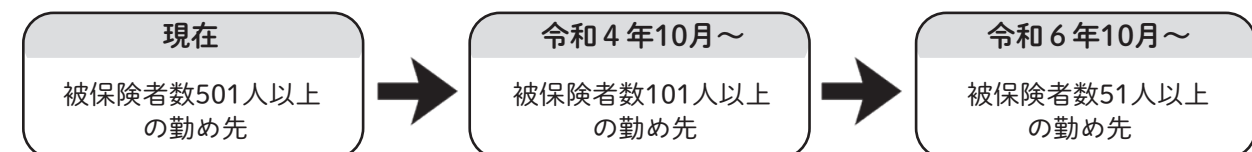
なお、これまで国民健康保険の被保険者の方が被用者保険の被保険者になる場合には、保険証の切り替えの届出が必要となりますので、保険証（国民健康保険・被用者保険の両方）をお持ちになり、役場窓口で手続きしてください。

1. 短時間労働者の適用拡大

【適用事業所要件の見直し】

現在、厚生年金保険の被保険者数が501人以上の事業所で働く短時間労働者（週の所定労働時間が20時間以上等、一定の要件を満たす者をいう。）は、健康保険・厚生年金保険の適用対象となっています。

令和4年10月から、被保険者数が101人以上の事業所で働く短時間労働者も、健康保険・厚生年金保険の加入が義務化されます。令和6年10月からは、さらに51人以上の事業所で働く短時間労働者も対象となります。



【短時間労働者の勤務期間要件の撤廃】

健康保険・厚生年金保険の適用対象となる短時間労働者の要件について、「勤務期間1年以上」の要件が撤廃されます。令和4年10月からは、以下の条件すべてに該当する方が新たに適用対象となります。

適用対象の短時間労働者

- ・週の所定労働時間が20時間以上
 - ・月額賃金が8.8万円以上
 - ・2か月を超える雇用の見込みがある
 - ・学生ではない
- ※雇用期間が2か月以内であっても、当該期間をこえて雇用されることが見込まれる場合も含む

2. 適用事業所の範囲の見直し

令和4年10月から、常時5人以上の従業員を雇用している土業の個人事業主は、健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所になります。

適用の対象となる土業

弁護士、沖縄弁護士、外国法務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、弁理士

3. 適用拡大に係る老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置

老齢厚生年金を受給している方が、厚生年金の被保険者（短時間労働者を含む）になった場合、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。（在職老齢年金）

次の①②のすべての条件に該当する方は、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

- ①令和4年9月30日以前から障害者又は長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金の受給者
- ②令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に使用されている方が、令和4年10月1日に厚生年金保険の被保険者となる場合

※届出様式は、令和4年11月下旬から経過措置の対象となる可能性のある方に送付予定です。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56 - 2123

お困りごと、
ご意見はありませんか？

住民懇談会のご案内

村では、年に1回、村民の皆さんと一緒にむらづくりについて考える『住民懇談会』を開催しています。

それぞれの地域がより良いものとなるように、皆様のご意見やアイデアをお寄せください。

開催日程

11月1日（火）	午後2時00分から	双珠別住民センター
	午後6時00分から	川添団地集会所
11月2日（水）	午後6時00分から	トナムコミュニティセンター
11月4日（金）	午後6時00分から	美園地区集会所
11月8日（火）	午後6時00分から	占冠村コミュニティプラザ
11月10日（木）	午後6時00分から	占冠地域交流館

※各会場おおむね2時間を予定しています。

新型コロナウイルス感染対策として、出席者の検温や消毒・換気などを実施いたしますが、ご来場の際はマスク着用の徹底をお願いするとともに、体調不良の場合は出席をご遠慮くださいますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

☎ 企画商工課広報統計担当 ☎ 56 - 2124

みんなチェック！ 最低賃金

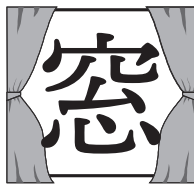
北海道最低賃金

北海道内の事業所で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）およびその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **920** 円

効力発生年月日 令和**4**年**10**月**2**日

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）



令和4年度『占冠村総合文化祭』作品大募集！

令和4年11月2日（水）、3日（木）に開催予定の文化祭に展示する作品を募集いたします！

書道・絵画・手芸・写真など、作品の内容は自由となっていますので、たくさんの出品をお待ちしております！

作品の搬入について

- 日時：11月1日（火）午前9時00分から午後6時00分まで
- 場所：占冠村コミュニティプラザ
- 方法：上記の日時・場所までご持参ください。



※文化祭の詳細につきましては、別途行政区回覧ならびに新聞折り込みにてお知らせします。

秋の夜長に読書をしませんか？

秋といえば読書ですね。毎年10月27日～11月9日の2週間は「読書週間」と呼ばれ、全国的に読書活動を強化する期間と定められています。

占冠村公民館図書室には、中央とトマムの2つを合わせると約27,000冊の蔵書があります。小さなスペースですが、ベストセラー小説や流行の実用書など、さまざまなジャンルを取りそろえています。

また、10月1日（土）からは「古本市」を開催します。資源の有効活用を目的に、古くなった本をどれでも1冊10円で販売いたしますので、多くの村民の皆さんのご利用をお待ちしております。

古本市

- 期間：中央 10月1日（土）～11月3日（木）
トナム 10月1日（土）～10月28日（金）
- 場所：中央 占冠村コミュニティプラザ 廊下
トナム トナムコミュニティセンター ロビー

※古本市で得た収益は、村民を対象とした「ブックフェスティバル」の開催費用に充てさせていただきます。



毎月の新刊情報等が載った「図書だより」も発行しています！ぜひご覧ください！



こんにちは 保健師です

脂質異常症ってなに？

血液中の脂質（LDLコレステロール・中性脂肪）が一定基準より多くなる、もしくはHDLコレステロールが少なくなることを脂質異常症といいます。病状が進行すると、血液がドロドロになって流れにくくなり、血管に負担がかかり動脈硬化を早め、脳卒中や心臓病のリスクが高くなります。

脂質異常症の原因は？

血液中の脂質は体のエネルギーとなり、細胞膜の材料となります。いずれも健康な体の維持には不可欠ですが、食べ過ぎやお酒の飲み過ぎでバランスが崩れ、血中の脂質が多くなります。

現代の日本人は、食生活で欧米化の影響を受け、コレステロールが多く含まれる高脂質のものを食べる傾向にあります。肉類（特に脂の部分）や脂っこい料理が多い食事や、生クリームやバターなど、

食べ過ぎ・お酒の飲み過ぎに注意！ 脂質異常症を予防しよう！

脂肪分の高い洋菓子をおやつに食べている人は注意が必要です。食べ方や量に気をつけましょう。その他、脂質異常症の原因に喫煙や、高血圧・糖尿病などがあります。

血液サラサラ効果の栄養素を食事に取りましょう！

脂質異常症を改善するためには、血液サラサラ（血栓予防と抗酸化作用など）効果がある食材を、毎日の食事に取り入れることが重要です。

【EPA】（血栓予防）

EPAは、サンマやイワシ、アジなどの青魚に多く含まれており、血中の脂肪やコレステロール値を下げたり、血栓を作りにくくして血流を良くする効果があります。

EPAは酸化しやすく、熱に弱い特徴があるので、刺身やマリネなどにして生で食べると、加熱する際も煮付けにするなど、魚の脂も一緒に食べられる調理方法が効果的です。また、体内で酸化を防ぐためには、β-カロテンの多

いニンジンなどの緑黄色野菜やビタミンEの豊富なゴマなどの種実類と一緒に取ることをおすすめします。

【アルギン酸】（血栓予防）

アルギン酸は、昆布やワカメなどの「ぬめり」の正体で、コレステロールの吸収を妨げて、体外へ排出させる働きを持つ食物繊維です。海藻類は血糖値の上昇を抑える働きのほか、新陳代謝を活発にして血流を促す働きもあります。

【ビタミンC】（抗酸化作用）

ビタミンEは、カボチャやアスパラガス、春菊、ニラなどの野菜類のほか、サケやサバなどの魚類、さらにナッツ類やキウイフルーツなどに多く含まれており、ビタミンEの中でも高い抗酸化作用があります。ビタミンEは酸化しやすい性質があるため、ビタミンCと一緒に取るのがおすすめです。ビタミンCは、イチゴやレモン、オレンジなどのフルーツ類のほか、ピーマンやサツマイモ、小松菜などに多く含まれます。

血液サラサラ効果のある食材を使った「秋のオススメレシピ」

サンマの炊き込みご飯 〈1人分：熱量293kcal・塩分0.72g〉



☆材料（5人分）

- ・米……………2合
- ・サンマかば焼き缶…1缶（煮汁ごと）
- ・シメジ……………1／2房
- ・ニンジン……………中1／2本
- ・ショウガ……………15g
- ・小ネギ（冷凍でもOK）………3g
- ・白いりゴマ……………少々
- ・酒……………大さじ2
- ・みりん……………大さじ2
- ・めんみ（3倍濃縮）………大さじ1

サンマのかば焼き缶を丸ごと使用し、簡単にできる炊き込みご飯です。

焼き魚の場合だと、焼いてるときに魚の脂（DHAやEPA）が落ちてしまいがちですが、これであれば、脂も骨もしっかり食べられるのでおすすめです。

☆作り方

米は研いで30分水に浸し、ザルにあげ水気を切ります。

シメジは、石づきを取りほぐし、ニンジンとショウガは皮をむき千切り、小ネギは小口切りにしておきましょう。

サンマのかば焼き缶は、身と煮汁を分けておきます。

炊飯器に、米・煮汁・酒・みりん・しょうゆを入れ、2合のメモリまで水を入れて軽く混ぜます。

その中に、サンマのかば焼き・野菜を入れて炊飯します。

炊き上がったら、軽く混ぜ合わせ茶わんによそい、小ネギと白いりゴマを散らして出来上がりです。



10月は「土地月間」 10月1日は「土地の日」です！

国土交通省では、土地基本法の趣旨を踏まえ、土地についての基本理念および土地対策の重要性について国民の理解と関心を高めるため、毎年10月を「土地月間」と定め、普及・啓発活動を実施しています。

この取り組みに合わせて（一財）土地情報センターのホームページでは、「土地月間パンフレット」や「わかりやすい土地読本」を公開しています。

豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、この機会に土地の有効利用について考えてみませんか。

土地情報センター

検索



☎ 北海道上川総合振興局地域創生部地域政策課
☎ 0166 - 46 - 5914

相続・遺言に関する終活セミナー

相続や遺言書について、公証人・司法書士による講演や無料相談会（予約制）を行います。相続登記や遺言書の作成を考えている方は、ぜひご参加ください。

日 時 令和4年11月13日（日）
10時00分～17時00分

場 所 旭川合同庁舎
旭川市宮前1条3丁目3番15号

定 員 60人（事前申し込み先着順）

参加費 無料



詳細は上記のQRコードから

☎ 旭川地方法務局
☎ 0166 - 38 - 1111

相続土地国庫帰属制度のご案内 ～旭川地方法務局からのお知らせ～

人口の減少・高齢化の進展などを背景に、土地の利用ニーズが低下している昨今、土地所有に対する負担感が増加しており、相続された土地の名義変更を行わないことに起因する「所有者不明土地」の増加が大きな社会問題となっています。

そこで、所有者不明土地の発生予防の観点から、相続によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣の承認を受けることにより、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度が、令和5年4月27日からスタートします（売買等によって任意に土地を取得した方や会社・法人は対象になりません。）。

なお、通常の管理または処分をするに当たって過大な労力や費用が必要となる土地は対象外となり、申請後、法務局職員等による書面審査や実地調査が行われます。

また、申請時に審査手数料を納付いただくほか、承認を受けた場合には、負担金（向こう10年分の土地管理費用相当額）を納付いただく必要があります。

【手続きの詳細】

右記の法務省
ホームページ
QRコードから



☎ 旭川地方法務局登記部門

☎ 0166 - 38 - 1146（直通）

受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝除く）

公証週間のお知らせ

10月1日（土）から10月7日（金）までは全国で一斉に公証制度の普及を図る「公証週間」です。

公証制度とは、国民の私的な法律紛争を未然に防ぎ、私的関係の明確化、安定化を図ることを目的として、公正証書の作成等の方法により一定の事項を公証人に証明させる制度です。

公正証書とは、法律の専門家である公証人が作成する公文書のことで公証人は、公証役場において遺言や大切な契約などの公正証書の作成や会社を設立する際の定款の認証などを行っています。

遺言は、公正証書で作成してみませんか？

遺言者の家族関係にふさわしい形で財産を継承させるためには、遺言を残しておくことが一番です。遺産争いを予防し、紛失の心配もないので、後に残された方々が困りません。原本は公証役場で保存していますので、偽造・変造の心配もありません。

また、公証人が自宅や病院（施設）へ出向いて遺言書を作成することもできます。

公証制度の詳細については、公証役場または法務局にお問い合わせください。

また、日本公証人連合会のホームページにおいても、公証制度を紹介しています。

日本公証人連合会

検索



☎ 旭川公証人合同役場 ☎ 0166 - 23 - 0098
旭川地方法務局 ☎ 0166 - 38 - 1144

HOKKAIDO presents ONLINE婚活の開催について

コロナ禍で思うように人と出会えない中、独身男女を対象に北海道庁主催によるオンライン婚活イベントが開催されます。

スマホ・パソコンを使いお家で気軽にご参加いただけますので、ぜひご参加ください。

開催日 令和4年10月・11月・12月の計3回（予定）

場 所 各自ご自宅など（インターネット環境のある場所）

対象者 北海道在住の男女（道内に今後も在住予定の方）
※お相手は道外からの参加者

定 員 各回：男性20人・女性20人

参加費 無料（インターネット通信料は本人負担）
※事前セミナーの参加・アンケート必須

申 込 お申し込みは右記QRコードから



☎ 株式会社インサイト（平日9：30～18：30）
☎ 011 - 233 - 2222 FAX 011 - 233 - 2223

生活・仕事相談会を開催します

日 時 令和4年10月26日（水）
①10時00分～10時50分
②11時00分～11時50分

場 所 占冠村役場

対象者 生活・仕事についてお悩みの方

申 込 10月25日（火）の午後3時までに
電話、FAX、メールで予約してください。

相談料 無料

☎ 自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」
☎ 0166 - 38 - 8800 FAX 0166 - 33 - 0021
メール anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

●占冠村にお住まいの方、村外から移住される方

●月収が15万8000円以下の方

（例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方）

※敷金の納入が必要です。

※連帯保証人が2人必要です。

★入居者と同等以上の収入のある方

■家 賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね11月1日（火）

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 建設課建築担当
トマム支所

■お問い合わせ 建設課建築担当 ☎ 56 - 2172

村営住宅等入居者募集のご案内

募集団地	受付期限10月17日（月）
●中央地区 9戸	
○中央団地	1LDK 1戸 2LDK 5戸
○千歳団地	3LDK 1戸
○占冠団地	3LDK 1戸
○第2千歳団地※	4LDK 1戸
●トマム地区 1戸	
○第2トマム団地	3LDK 1戸

※第2千歳団地は所得基準が異なります。
詳しくは建設課建築担当へお問い合わせください。

運転免許更新時講習会

会場：富良野地域人材開発センター
富良野市西麻町1番1号

■優良講習（30分）

◎10月5日（水） 13時～

◎10月14日（金） 13時～

■一般講習（1時間）

◎10月5日（水） 14時～

◎10月14日（金） 14時～

■違反講習（2時間）

◎10月11日（火） 13時～

◎10月25日（火） 13時～

※警察署等で更新手続きを終えていなければ、更新時講習は受講できません。

☎ 富良野警察署 ☎ 22 - 0110

占冠村の放射線量の状況（9月分）

測定日 令和4年9月8日（木）

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グラウンド	16時30分	晴	0.043
双民館グラウンド	14時57分	晴	0.047
占冠地域交流館グラウンド	15時18分	晴	0.049
占冠保育所グラウンド	15時09分	晴	0.041
トマム学校グラウンド	15時50分	晴	0.039
トマム保育所グラウンド	15時56分	晴	0.036

※北海道の空間放射線量率モニタリング結果（上川総合振興局0.021～0.098）と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』

http://www.iph.pref.hokkaido.jp

☎ 総務課総務担当 ☎ 56 - 2121



火災・救急・救助 119

消防瓦版 纏 No.408

富良野広域連合富良野消防署占冠支署 ☎ 56 - 2119

冬本番を迎える前に！

寒い時期を迎え、ストーブやファンヒーターなどの暖房器具を使用する機会が増えると思います。暖房器具が原因の火災が増えてくる季節でもあります。

暖房器具からの火災が発生する場合の多くは、使用者による誤使用や不注意が原因です。薪ストーブをお使いの方は点検・清掃を行いましたか？冬本番を迎える前に各暖房器具を今一度確認し、寒い時期を安全に過ごしましょう。

暖房器具使用時の注意点

1. 使用前には必ず清掃・点検を行う
2. 可燃物を近くに置かない
3. 就寝前や外出時には火の取り扱いに注意する
4. 換気を十分に行う

※一酸化炭素中毒は、無色無臭な気体が発生し、気付かないうちに吸い込むことで、最悪の場合、死に至ることもある大変危険なものです。ですが、十分な換気を行うことで未然に防止することができます。室内において石油ストーブやガスストーブを使用する際（煙突のあるストーブを除く）は、換気に十分注意してください。

救急出場状況

（8月分）

交通	2件（2人）
一般負傷	2件（1人）
急病	12件（9人）

8月計	16件（12人）
累計	133件（116人）
※（ ）内は搬送人員	



地域とともに コミュニティ・スクール情報 ～占冠中央小学校～

占冠村教育委員会 ☎ 56 - 2182

学校運営協議会について

本年度の学校運営協議会は、第1回目を7月4日（月）に開催しました。新しく学識経験者として元教育長である藤本武様をお招きし、地域、保護者と学校教育との強い連携をめざし、熟議がもたれました。そこで、①「本村における学校、地域、家庭を結ぶ教育振興活動」と②「小中一貫の取り組み」の2つのラインで活動していくことが確認されました。

①は、これまで取り組んできた活動に加え、地域連携の具体として「地域による、子ども見守り運動」に取り組んでいきたいと考えています。これは、朝や帰りに地域の方々に言葉掛けをいただくことにより、あいさつの習慣や互いに顔を知ること等の効果をねらったものです。また、地域を支えてきた方々とつながりをもつことは、地域社会へ参画する意識を育てるとともに、防犯の意識を培うことも期待できると考えます。具体的な検討はこれからですが、実施の際は、ぜひご協力ください。

②は、中央小学校と占冠中学校は、小中一貫校として取り組みを進めていますが、一貫校としてのよさや価値を適切に捉え、改善することが求められています。コロナウイルス対応のため、なかなか体験活動を交えた連携ができずにいましたが、本年度は協議会の中で取り組みを検討し、まずは運動会の共同開催をめざし、具体化を進めているところです。その他、小中一貫に関しては、条件や環境整備を進める必要があり、少しずつでも形にしていくことが求められています。「中1ギャップ」の解消や9年間を見通した子どもの姿、教育課程連携によるスムーズな学び、乗り入れによる専門教諭による指導と深い学びなど、小中一貫の利点を引き出すための協議を進めていきます。

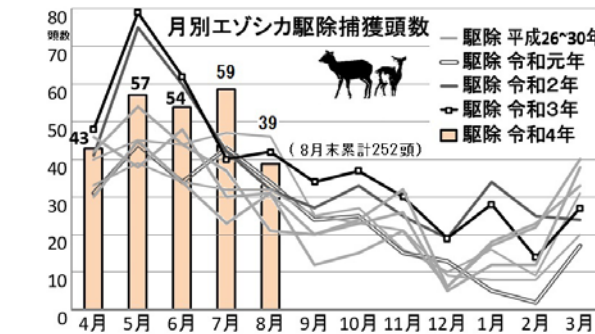


野生動物対策の状況

農林課林業振興室
野生鳥獣専門員
☎ 56 - 2174

エゾシカ

8月の駆除捕獲は39頭で、この月としてはまずまずの成果でした。10月以降は狩猟も併せ、捕獲努力を続けていきます。



ヒグマ

今期のデントコーン圃場への被害は、比較的に少ない箇所に集中して発生していたようです。収穫は終了していますが、落ち穂を求めての侵入があるので、引き続き10月中は圃場での警戒、捕獲態勢をとっていきます。

これから冬眠に入る12月頃までのヒグマの食べ物は、コクワやヤマブドウ、ミズナラ、クルミなど木の実が多く、また他の時期と同じくシカの死骸や草本も食べているようです。一般にミズナラの

実（ドングリ）の不作が秋のヒグマの行動に大きく影響するといわれますが、村内ではミズナラが足りない、シカやクルミの重要度が増すのではないかと思います。猟区管理によってシカの狩猟残滓はすべて回収していますが、交通事故由来のシカ死骸は、道路、線路付近に発生しますし、クルミはトマムを除いては人里近くに多く分布しているようですので、ミズナラ不足は、結果的にヒグマが人里に近づく原因となる可能性があります。

今秋の村内の状況は調査中ですが、全道的にも秋はヒグマの人身事故が増える時期ですので、屋外での活動や住居周りの食べ物等の管理について、いま一度、注意してまいりましょう。



シカ柵を乗り越えてデントコーン圃場に入るオスのヒグマ（9月4日 宇中央）

◆ 猟区の入猟対応について

10月から今年度の猟期が始まります。村外のハンターを迎えてシカのガイド猟を行うほか、北海道からの依頼により、道内他市町村のシカ被害対策従事者を対象とした技術研修も開催する予定です。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

こちら駐在所です

占冠駐在所
☎ 56 - 2110

安全安心なまちづくりの日 および全国地域安全運動の実施

～ みんなで築こう、安全で安心な大地 ～



10月11日（火）は

安全安心なまちづくりの日

この機会に今一度、防犯に対する意識と理解を深めていただくとともに、地域全体で犯罪が起こりにくい環境づくりを進め、誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現しましょう！

【運動期間】
10月11日（火）～10月20日（木）

【運動重点】（全国統一）

○ 特殊詐欺の被害防止

オレオレ詐欺、還付金詐欺、名義貸し詐欺など、突然お金を要求する電話には要注意です！何かあれば警察相談電話「#9110」に連絡を！

○ 子どもと女性の犯罪被害防止

防犯ブザーや防犯ホイッスルなどの防犯グッズを携帯するとともに、危険な場面に遭遇した際、適切に使用できるよう日頃から点検と訓練を！

移転先は
“旧JAふらの占冠出張所”です!!



占冠村商工会の 事務所が移転しました

占冠村商工会の事務所が、占冠村総合センター内から旧JAふらの占冠出張所に移転し、8月29日(月)から業務を開始しています。
事業者支援に関するご相談やプレミアム商品券の購入等で訪れる際は、場所をお間違えないようお願いしてください。



☎ 占冠村商工会 (平日 8:30~17:15)
☎ 56-2473

占冠村商工会職員の皆さん



お気軽に
ご相談ください!

広報からのお知らせ
各行事等では広報の取材・写真撮影をさせていただいています。
広報への掲載をご承諾いただけない場合は、その場でお申し出いただくか担当までご連絡ください。広報紙に関する情報・意見・要望もお待ちしております。



ご誕生
おめでとう
ございます

字中央
しま たいよう
島 大陽 くん
令和4年9月13日生



■人口・世帯数（8月末住民基本台帳登録数）									
人口		男		女		世帯数			
1,256人（-5）		614人（-4）		642人（-1）		807（-4）			
《うち外国人の人数 174人》									
中 央		占 冠		双珠別		トマム		出 生	
655人		80人		42人		479人		0人	
死 亡		転 入		転 出					
0人		4人		9人					



広報しむかっぱは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業ならびに東北経済復興を応援しています。

発行/占冠村 編集/企画商工課 印刷/(株)総北海

☎ 079-2201 北海道勇払郡占冠村字中央 ☎ 0167-56-2124 FAX 0167-56-2184

占冠村ではホームページを開設しています。アドレス <https://www.vill.shimukappu.lg.jp>